

保育所入所申込についての確認票

西宮市の保育施設を希望する理由(該当する項目に✓をしてください)

- 西宮市へ転入予定のため
 - 転入予定だが、住所は現時点で未定
 - 住所は決まっているが、契約書類等の書類の準備が締切に間に合わない
 - その他【理由： _____】

※転入先住所が決まっており、入所希望日までに転入可能だと分かる契約書類（西宮市内の実家で同居する場合は同居予定申立書）がある場合は、西宮市保育入所課へ、より優先度の高い直接申込手続きができます。

- 自宅から近いため
- 勤務先が近いため
- 兄弟姉妹が在園しており、同じ施設を希望するため
- 教育利用(1号)から保育利用(2号)への変更を希望しているため
- 里帰り出産のため
- その他【理由： _____】
- 現在利用中であり、継続して利用したいため

16日入所の希望について

※ 地域型保育事業所（特区小規模保育事業所を除く）を希望する場合のみ対象

次回以降の利用調整について16日入所も希望される場合は、以下<(重要)16日入所についての注意点>をよく確認したうえで、右欄にチェック(☑)をしてください。→	<input type="checkbox"/> 16日入所も希望
※ ✓がない場合は、利用希望開始日で16日を選択された方も次回以降は、1日入所のみ利用調整を行います。	〔✓がない場合は希望しないものとみなします。〕

<(重要)16日入所についての注意点>

- 1日入所は全ての認可保育施設が対象ですが、16日入所は地域型保育事業所（特区小規模保育事業所を除く）のみが対象です。
- 令和6年4月以降は、16日入所の内定後に内定を辞退した場合、翌月1日入所の利用調整の対象とはなりません。
- 16日入所後に他の認可保育施設へ転所申込をする場合、翌月1日入所からの希望はできません。

申請者確認事項(確認のうえ✓をしてください)

- 西宮市ホームページ（ページ番号：36746286）の『西宮市外在住で、西宮市内の認可保育施設に入所を希望する方』を確認しました。
- 利用調整の結果、入所が決まった場合は**最長で入所日が属する年度の3月末日までの入所**となります。翌年度以降も継続して保育施設の利用を希望する場合は、改めて利用申込をし、利用調整を受けていただく必要があります。その結果、利用保留となり**翌年度以降の継続利用ができない場合があります。**
- 現在、認可保育施設、幼稚園等を利用中の方は、西宮市の認可保育施設に入所が決まった場合、入所日の前日までに利用中の施設を退所していただく必要があります（二重在籍はできません）。
- 転入予定の方は、西宮市へ転入後、改めて申込手続きが必要となります。転入手続きが完了しましたら、西宮市保育入所課（TEL：0798-35-3160）へご連絡ください。

保護者氏名/名前 _____